

大野市総合計画審議会設置条例

(平成 31 年 3 月 26 日条例第 2 号)

改正 平成 31 年 3 月 29 日条例第 16 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、大野市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、大野市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体の役職員

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る調査及び審議が終了したときまでとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会の会議において、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画総務部政策局総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。